

おくやみハンドブック

必要な手続案内

おくやみ窓口

完全予約制

詳しくは3ページをご覧ください

米沢市公式 LINE
アカウントの友だち
登録はこちら→



ご遺族の方へ

おくやみ窓口

P.3
〜
P.6

この度のご不幸に際し、謹んでおくやみ申し上げます。
ご遺族の皆様の悲しみが一日でも早く癒されますようお祈りいたします。

米沢市では、ご遺族の方の様々な手続きを支援するため、
主な手続きと必要書類等をまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。
ご参考の上、ご活用いただければ幸いです。
ご不明な点がございましたら、各窓口にお気軽にお問い合わせください。

米沢市役所 ☎ 0238-22-5111 (代表)

チェックリスト

P.7
〜
P.8

ハンドブックの使い方

市役所内での手続き

おくやみ窓口を利用する場合

- 01 4ページを確認し、いずれかの方法で予約をする。
- 02 5ページの持ち物リストを確認し持ち物を準備する。



おくやみ窓口を利用しない場合（ご自身で手続きする場合）

- 01 主な手続きをまとめた7～8ページ「死亡に伴う各種手続きチェックリスト」を使い、亡くなられた方に当てはまる手続きをチェックする。
- 02 チェックがついた項目の、詳細ページで詳しい内容を確認し、窓口で手続きを行う。

手続ナビ
おくやみ

こちらもご活用ください。
いくつかの質問に答えると、必要な手続きが抽出されます。



各種手続

P.10
〜
P.31

市役所以外の主な手続

P.33
〜
P.34

市役所以外での主な手続

33～34ページには、市役所以外での主な手続きを掲載しています。おくやみ窓口を利用する場合も市役所以外での手続きについては、別途各機関で行っていただく必要があります。

手続方法や必要なものについては場合によって異なりますので、各手続先にお問い合わせください。

もくじ

ご遺族の方へ・ハンドブックの使い方	P.1
おくやみ窓口のご案内	P.3
死亡に伴う各種手続チェックリスト	P.7
証明書の発行・家系図	P.9
死亡に伴う各種手続	
「住民登録」に関する手続	P.10
「バイクの廃車」に関する手続	P.11
「健康保険」に関する手続	P.12
「年金」に関する手続	P.13
「子ども」に関する手続	P.15
「福祉（障がい）」に関する手続	P.18
「税金」に関する手続	P.25
「その他」の手続	P.28
「上下水道」に関する手続	P.30
市役所以外での手続チェックリスト	P.33
相続登記について	P.35
法定相続情報証明制度について	P.36

ここらつらいと感じたら…

どんなひとの、どんな悩みにも寄り添って、一緒に解決できる方法を探します。

よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摂サポートセンター） 24 時間対応

☎ 0120-279-338 つなぐ ささえる



心の健康相談ダイヤル（山形県精神保健福祉センター）

☎ 023-631-7060 平日（9:00～12:00 13:00～17:00）

米沢市健康課（成人保健担当）

保健師が心の健康についての相談に対応します。

☎ 0238-24-8181 平日（8:30～17:15）

おくやみ窓口のご案内

米沢市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみ窓口」を設置しています。ご利用には、事前に予約が必要です。

※原則米沢市に住民登録をされていた方が対象です。

おくやみ窓口でできること

● 必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、原則1か所で完了することができます。

※一部、担当窓口でしかできない手続きもあります。

● 書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書等に印字してご用意するため、書類の記載を一部省略できます。



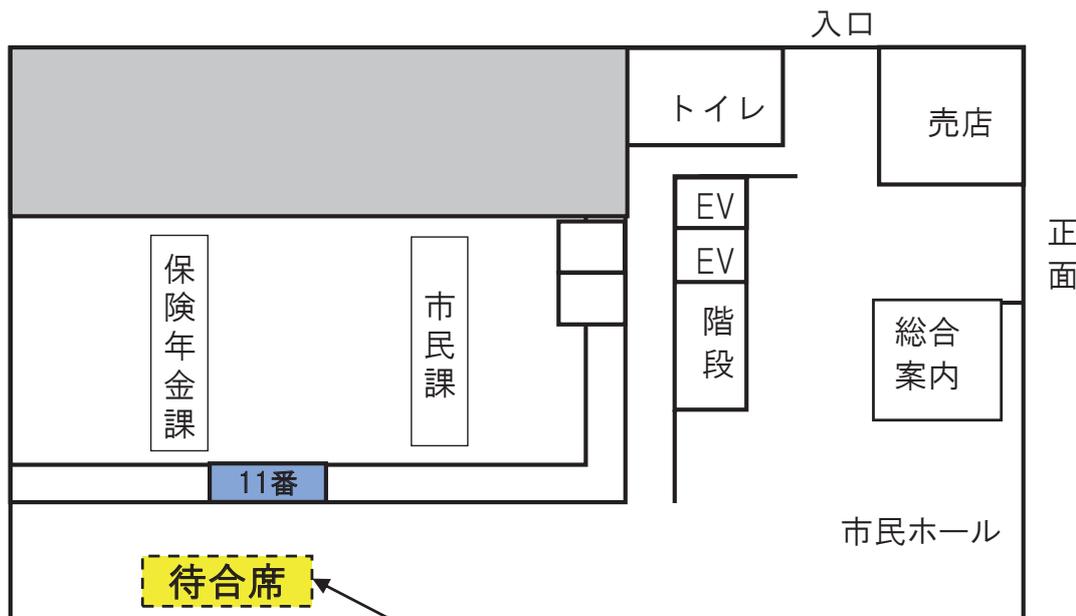
開設時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）、1日4枠

A枠：午前9時～ B枠：午前10時30分～ C枠：午後1時30分～ D枠：午後3時～

設置場所

米沢市役所本庁舎1階11番窓口（「おくやみ窓口」と掲示しています）



当日は、窓口ではなく、こちらの待合席でお待ちください。

利用方法

完全予約制（1枠1組）

利用希望日の3開庁日前の午前8時30分までにご予約が必要です。

【例】 利用希望日が金曜日の場合、火曜日の8時30分までに予約

日	月	火	水	木	金	土
ここまでに予約		3開庁日前	2開庁日前	1開庁日前	利用希望日	

予約方法(LINE予約を推奨)

● LINE 予約

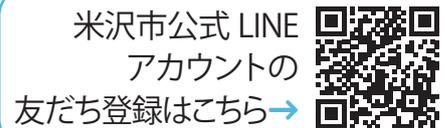
- ①米沢市の公式 LINE アカウントを友だち登録する。
- ②トーク画面を開き、「基本メニュー」のボタンを押す。
- ③「おくやみ窓口」のボタンを押し、「おくやみ窓口新規予約」から各項目の入力を行い申請する。

24時間いつでも
予約可能！
短時間で予約完了！



● FAX または窓口予約

- ①「おくやみ窓口予約申込書」（6ページ）を記入する。
- ② FAX 予約の方は、0238-23-8460（市民課直通）あてに予約申込書を送信する。窓口予約の方は11番窓口で直接予約申込書を持参する。
※受付時間中のみの対応となります。
※窓口が混雑している場合はお待ちいただくことがあります。



予約の変更・キャンセル方法

電話または窓口で、予約変更またはキャンセルの手続を行う。

※ LINE 予約の場合は、ご自身の LINE で予約変更・キャンセルいただくことが可能です。

ご利用にあたっての注意事項

- ◆手続は、1時間程度で実施できるようにスケジュールを作成します。単独で30分～1時間かかる手続や、おくやみ窓口での実施が困難な手続については、おくやみ窓口終了後に別途担当窓口での手続となります。また、特定の方（相続人等）でないとできない手続については、再度来庁をお願いすることになります。
- ◆おくやみ窓口は、ワンストップ窓口方式で実施しており、事前予約制による対象手続の抽出や説明職員のスケジュール調整をしております。説明を行う各課職員が他の業務で説明に来ることができないので、おくやみ窓口を遅らせて実施することはできません。そのため、窓口利用者の都合により、開始時刻から10分以上遅れた場合は、キャンセルとさせていただきますのでご了承ください。
- ◆市役所以外の手続（年金事務所、法務局等）については、33～34ページを参考に各自手続を行ってください。

米沢市 おくやみ窓口

場 所：米沢市役所 1階11番窓口

受付時間：午前8時30分～午後5時00分まで

米沢市おくやみ窓口利用時の持ち物リスト

亡くなられた方や手続によって必要なものは異なりますが、下記のものには必要になる場合が多いので、ご持参の上ご来庁ください。見当たらない場合は窓口利用時にお申し出ください。下記以外に必要なものがあれば、原則として1開庁日前にご連絡します。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類 (下記「本人確認書類について」参照)
- 認印 (※相続人代表)
- 相続人代表者の普通預金通帳、金融機関届出印
- 葬祭を行った方(喪主)の普通預金通帳
- 税・保険料等の変更先の口座の通帳、金融機関届出印、納入通知書や納付書
- 水道の新所有者の本人確認書類
(※亡くなられた方が水道を所有していた場合のみ)
(※新所有者が来庁しない場合は、本人確認書類のコピー)

亡くなられた方の必要なもの

- 国民健康保険資格確認書(被保険者証)、後期高齢者医療資格確認書(被保険者証)、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 重度心身障害(児)者医療証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 福祉タクシー利用助成券、はり・きゆう・マッサージ助成券
- 紙おむつ給付券
- 印鑑登録証
- 亡くなられた方のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード・通知カード等)
- 亡くなられた方の税・保険料等の振替口座の通帳、金融機関届出印

本人確認書類について ※有効期限内のものに限ります。

- 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)
 - ・マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、住民基本台帳カード、在留カードなど
 - ・その他官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など
- 2点で本人確認できる書類(A・Bから各1点またはAから2点)
 - A 健康保険証、医療証、介護保険証、年金手帳など
 - B 顔写真付きの社員証・学生証、診察券など



おくやみ窓口予約申込書

No.	
-----	--

(宛先)米沢市長

おくやみ窓口及び各担当窓口において各種手続や案内を受けるために、関係各課に対して以下のとおり情報提供することに同意し、おくやみ窓口の利用を申し込みます。

※日付を記入し、時間帯に丸をつけてください。既に他の予約が入っていた場合は、後ほど担当者からご相談します。			
利用希望日	令和	年	月 日 (A)9時・(B)10時30分・(C)13時30分・(D)15時

1、お亡くなりになった方の情報

フリガナ				生年月日	大正・昭和・平成・令和
氏名					年 月 日
				世帯主か否か	世帯主・世帯主以外
配偶者の有無	あり・なし(未婚)・なし(死別)・なし(離別)				
住所	(〒 米沢市				
死亡年月日	令和	年	月 日	葬儀の年月日	令和 年 月 日
※下記の設問について該当する□にチェックをつけてください。なお、()の中の選択肢は丸で囲んでください。					
18歳未満の人の扶養	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不明	飼い犬の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
原付自動車・小型特殊自動車の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり(名義変更・廃止)		水道使用者等の名義	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明
	<input type="checkbox"/> 不明			排水設備の利用状況	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 汲取便槽 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 不明
山林・森林の所有の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不明	障害者手帳の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
道路占用許可の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不明		<input type="checkbox"/> あり(精神・身体・療育)
農地・農業者年金の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不明	障がい者に関する手当や給付券等の有無 〔 <input type="checkbox"/> あり〕の場合、該当するものに○	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明 (重度心身障害(児)者医療証 福祉タクシー利用助成券 紙おむつ給付券)
地下水採取用井戸の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 不明		
所有・管理していた家屋が空き家になる	<input type="checkbox"/> ならない <input type="checkbox"/> なる(→下記の設問も記入)				
※下記の設問は「所有・管理していた家屋が空き家になる」を選択した場合のみ記入してください。					
空き家になる家屋の所在地	<input type="checkbox"/> お亡くなりになった方の住所と同じ			空き家の管理に関する相談	<input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 希望する
	<input type="checkbox"/> 住所と異なる →住所と異なる場合は、家屋の所在地をわかる範囲で記入してください。 米沢市				

2、おくやみ窓口の利用者(当日来庁される方)

フリガナ				生年月日	大正・昭和・平成・令和
氏名					年 月 日
				喪主か否か	喪主・喪主ではない
住所	(〒)				
日中連絡をとれる電話番号	-	-	FAX	()	/ <input type="checkbox"/> なし
メール	@				/ <input type="checkbox"/> なし
故人との続柄	夫・妻・子(養子・養女)・子の配偶者・父・母・孫・兄弟姉妹・甥姪・その他()				
相続人か否か	<input type="checkbox"/> 相続人代表者 <input type="checkbox"/> 相続人だが、代表者ではない <input type="checkbox"/> 相続人ではない				

- ◆ LINE 予約が困難な方のみ、この予約申込書を全て記入し、おくやみ窓口担当 FAX へ送信するか、おくやみ窓口へ直接持参することで予約が可能です。
- ◆ LINE 予約の際にも、この予約申込書と同じ項目について選択・入力が必要となります。予約操作の前にご確認ください。

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

おくやみ窓口
P.3
〜
P.6

チェックリスト
P.7
〜
P.8

各種手続
P.10
〜
P.31

市役所以外の主な手続
P.33
〜
P.34

区分	☑	該当事項	担当窓口	詳細ページ
ナンバー	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは個人番号通知カードを持っていた	市民課 1階 3番窓口	P.10
のバイク	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	市民課 1階 4番窓口	P.11
印鑑	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	市民課 1階 6番〜10番窓口	P.10
保険・年金	<input type="checkbox"/>	米沢市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた	保険年金課 1階 12番窓口	P.12
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	保険年金課 1階 12番窓口 米沢年金事務所 ☎ 0238-22-4220	P.13
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	米沢年金事務所 ☎ 0238-22-4220	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	各共済組合	P.14
犬	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	生活安全課 1階 13番窓口	P.29
こども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	子育て支援課 1階 14番窓口	P.15
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた		P.16
	<input type="checkbox"/>	子育て支援医療証を交付されていた		
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療証を交付されていた		
	<input type="checkbox"/>	保育所等に入所していた		P.17
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた		
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	障害者手帳等を交付されていた (身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・養育手帳)	社会福祉課 1階 15番窓口	P.18
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当または特別障害者手当を受給していた		P.19
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた		
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい児童養育手当を受給していた		P.20
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた		P.21
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)		

区分	☑	該当事項	担当窓口	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者(児)医療の助成を受けていた	社会福祉課 1階 15番窓口	P.23
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー利用助成券・紙おむつ給付券を利用していた		
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた		
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた		P.24
介護	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	高齢福祉課1階16番窓口	
税・保険料	<input type="checkbox"/>	税・保険料の納付が済んでいない	納税課2階1番窓口	P.26
	<input type="checkbox"/>	税・保険料の口座振替に亡くなられた方名義の口座を登録していた	納税課2階1番窓口 または金融機関窓口	P.27
	<input type="checkbox"/>	固定資産(土地・家屋)を持っていた	税務課2階2番窓口	P.25
	<input type="checkbox"/>	米沢市に税・保険料を納めていた		P.26
森林	<input type="checkbox"/>	森林の土地を相続した	森林農村整備課2階 7番窓口	P.28
農地	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	農業委員会事務局2階 8番窓口	P.14
占用路	<input type="checkbox"/>	道路や法定外公共物(里道や水路)を占有していた	土木課2階9番窓口	P.28
空き家 対策	<input type="checkbox"/>	所有していた市内の建物が空き家になり相談したい	建築住宅課2階 11番窓口	P.29
衛生	<input type="checkbox"/>	地下水採取設備を持っていた(消雪用井戸等)	環境課3階2番窓口	
上下水道等	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	上下水道部庁舎1階 水道センター・料金窓口	P.30
	<input type="checkbox"/>	水道料金の口座振替の廃止または変更		
	<input type="checkbox"/>	井戸水を使用していた(下水道使用者のみ)	上下水道部庁舎2階 水道センター・給排水窓口	P.31
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	上下水道部庁舎2階 業務課	
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	上下水道部庁舎2階 下水道課	

おくやみ窓口
P.3
～
P.6

チェックリスト
P.7
～
P.8

各種手続
P.10
～
P.31

市役所以外の主な手続
P.33
～
P.34

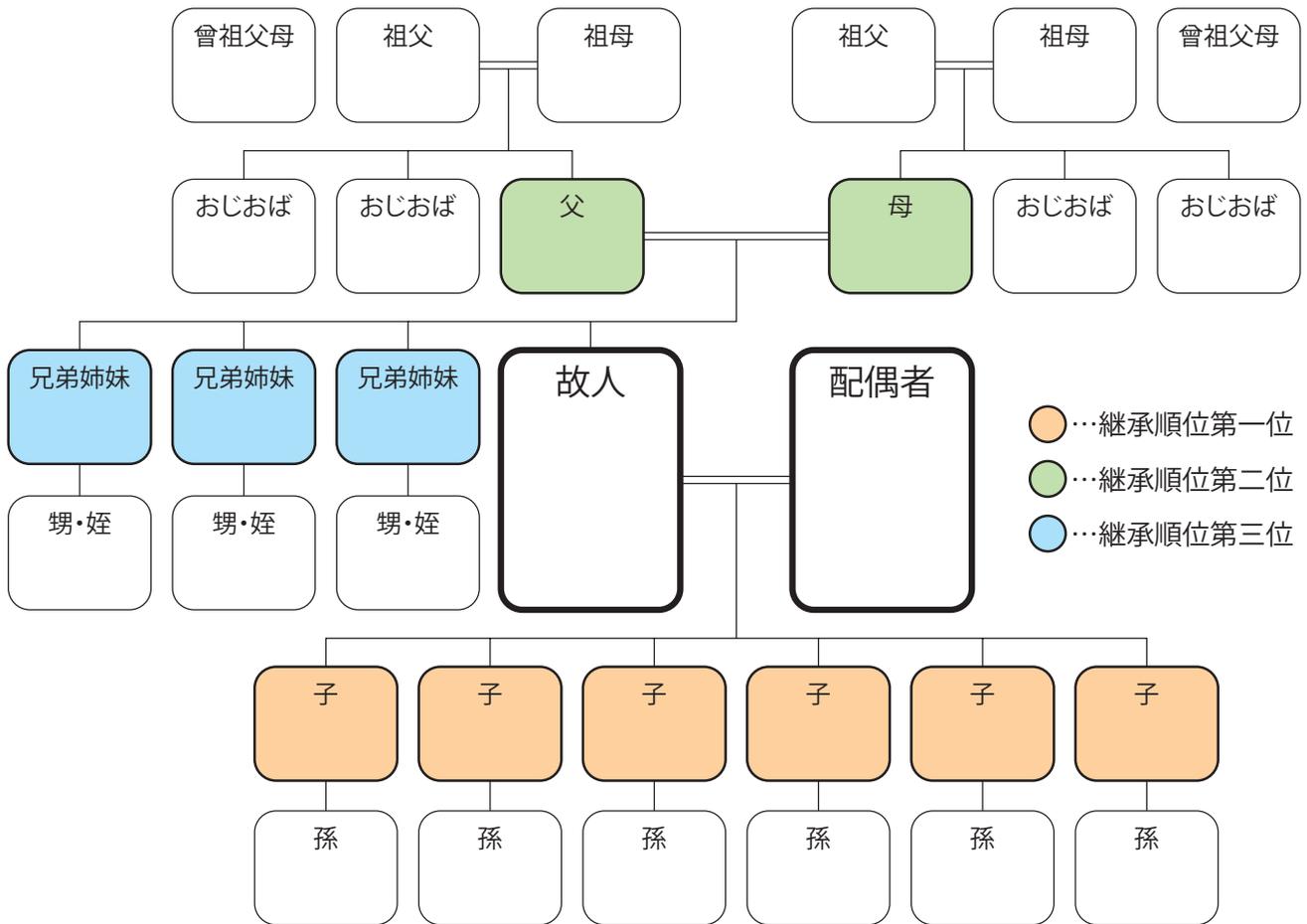
証明書の発行(市民課 1階 4番窓口)

住民票や戸籍に死亡の記載がされるまでの日数は、概ね次のとおりです。(土日祝日を除いた日数)

証明書の種類	証明発行可能日数	手数料 (米沢市)
住民票 (除住民票)	住所地に届出した場合→死亡届出日の翌々日	400 円
	住所地以外に届出した場合→死亡届出日から 10～15 日	
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	本籍地に届出した場合→死亡届出日から 4 日	450 円 (除籍は 750 円)
除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	本籍地以外に届出した場合→死亡届出日から 2～3 週間	

※相続の手続では、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本を集めることで相続人を確定することができます。(死亡→出生の順に戸籍を集めるのが基本的な方法になります。)

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

1. 住民登録に関する手続



マイナンバーカードまたは個人番号通知カードを持っていた

手続 マイナンバーカードの返納

手続詳細	期 限
※他の手続でマイナンバーカードが必要になる場合がありますので、しばらく保管の上、すべての手続が終了した後に返納してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード	1階 市民課 3番窓口



印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証の返納

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって無効となりますので、返納してください。 ※印鑑登録証が見当たらない場合は手続不要です。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	1階 市民課 6番～10番窓口

2. バイクの廃車に関する手続

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続 ① 廃車の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続をしてください。	亡くなられた日から 15 日以内
	手続可能な人
	①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人とのご関係をお聞きします。
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類	1階 市民課 4番窓口

手続 ② 相続人への名義変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続をしてください。 ※亡くなられた方名義のナンバープレートは廃車し、新しい所有者の方に新しいナンバープレートを交付します。	亡くなられた日から 15 日以内
	手続可能な人
	①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人とのご関係をお聞きします。
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類	1階 市民課 4番窓口

MEMO

3. 健康保険に関する手続



米沢市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた

手続 ① 資格確認書（被保険者証）等の返却

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、資格確認書（被保険者証）等を返却してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続先
【お持ちの方】 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書（被保険者証）または後期高齢者医療資格確認書（被保険者証） <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証等 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	1 階 保険年金課 1 2 番窓口

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険に加入していた被保険者が、退職後3か月以内に亡くなられたときは、加入していた健康保険から埋葬料等が支給される場合があります。 ※他の健康保険から葬祭費に相当する支給を受けた場合は、重複して支給申請することはできません。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続可能な人 葬祭を行った方（喪主） または親族の方
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方（喪主）の普通預金通帳	1 階 保険年金課 1 2 番窓口

手続 ③ 相続人代表者の申立誓約書

手続詳細	期 限
被保険者が高額療養費等の振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合、申立人（相続人代表者）へ支給します。	2年以内
	手続可能な人 相続人
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の普通預金通帳	1 階 保険年金課 1 2 番窓口

4. 年金に関する手続

国民年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
必要な手続について日本年金機構米沢年金事務所に照会し、状況に応じた必要書類及び手続先をご案内します。 照会の結果、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金・未支給年金（障害基礎年金等）請求については米沢市での手続となります。	—
	手続可能な人
	—
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	1階 保険年金課 12番窓口 米沢年金事務所 ☎ 0238-22-4220

厚生年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続可能な人
	—
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	米沢年金事務所 ☎ 0238-22-4220



共済年金に加入または受給していた

手続

必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続可能な人 —
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合



農業者年金を受給していた

手続

農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日間以内
	手続可能な人 ご遺族の方
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日を明らかにすることができる戸籍謄本、住民票の写しまたは死亡日に関する市区町村長の証明書等	2階 農業委員会事務局 8番窓口

おくやみ窓口

P.3
〜
P.6

チェックリスト

P.7
〜
P.8

各種手続

P.10
〜
P.31

市役所以外の主な手続

P.33
〜
P.34

5. こどもに関する手続

児童手当を受給していた

手続 受給者変更及び未支払請求手続

手続詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続が必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続可能な人
【受給者変更】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険資格情報のわかるもの <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード ※公金受取口座を利用する場合は不要 <input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの 【未支払い】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 手続先 1階 子育て支援課 14番窓口

児童扶養手当を受給していた

手続 **【受給者が亡くなられた場合】** 受給者死亡届の提出、未支払請求の提出 **【対象児童が亡くなられた場合】** 児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当てがある場合は、手続が必要です。	14日以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類 【未支払いがある場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	【受給者が亡くなられた場合】 親族など 【対象児童が亡くなられた場合】 受給者 手続先 1階 子育て支援課 14番窓口



子育て支援医療証を交付されていた

手続 子育て支援医療証資格喪失届の提出

手続詳細	期 限
子育て支援医療証を交付していた児童が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、医療証の返還が必要です。	なし
	手続可能な人 児童の保護者
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 子育て支援医療証	1階 子育て支援課 14番窓口



ひとり親家庭等医療証を交付されていた

手続

【保護者が亡くなられた場合】
ひとり親家庭等医療証資格喪失届の提出
【対象児童が亡くなられた場合】
ひとり親家庭等医療証資格喪失届（または受給資格内容変更届）の提出

手続詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証を受給していた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、医療証の返還が必要です。	なし
	手続可能な人 【保護者が亡くなられた場合】 親族など 【対象児童が亡くなられた場合】 保護者
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	1階 子育て支援課 14番窓口

おくやみ窓口

P.3
〜
P.6

チェックリスト

P.7
〜
P.8

各種手続

P.10
〜
P.31

市役所以外の主な手続

P.33
〜
P.34

5. こどもに関する手続



保育所等に入所していた

手続

- 【保育所等に入所しているこどもがいる世帯でこども以外の方が亡くなられた場合】
- ・教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届の提出
- 【保育所等に入所しているこどもが亡くなられた場合】
- ・退園届、教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届の提出

手続詳細	期 限
<p>【保育所等に入所しているこどもがいる世帯でこども以外の方が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育給付認定の変更手続が必要（世帯の状況変更、ひとり親家庭への変更等）。 <p>【保育所等に入所しているこどもが亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の退園の手続が必要。 <p>【亡くなられたこどもの兄弟姉妹が保育園等に入所している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯状況の変更手続が必要。 	<p>変更等の締め切りを毎月20日としているため、お早めにお手続きください。</p>
	手続可能な人
	<p>【保育所等に入所しているこどもがいる世帯でこども以外の方が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族など <p>【保育所等に入所しているこどもが亡くなられた場合】・保護者</p>
必要なもの	手続先
<p>【保育所等に入所しているこどもがいる世帯でこども以外の方が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類（顔写真付きのものとして、マイナンバーカードや免許証） <input type="checkbox"/> ひとり親となった場合、扶養切り替え後のこどもの健康保険資格情報のわかるもの <p>【保育所等に入所しているこどもが亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類（顔写真付きのものとして、マイナンバーカードや免許証） 	<p>1階 子育て支援課 14番窓口</p>



養育医療券を交付されていた

手続

養育医療券の返還の手続

手続詳細	期 限
<p>養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。</p>	<p>なし</p>
	手続可能な人
	<p>乳児の保護者</p>
必要なもの	手続先
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 	<p>1階 子育て支援課 14番窓口</p>

6. 福祉（障がい）に関する手続



身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続可能な人 親族
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーがわかるもの	1階 社会福祉課 15番窓口



障害児福祉手当または特別障害者手当を受給していた

手続 障害児福祉手当または特別障害者手当の資格喪失届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当または障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届の提出が必要です。また、未払い分の手当てがあれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの	1階 社会福祉課 15番窓口

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給者死亡届の提出が必要です。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 印鑑	1階 社会福祉課 15番窓口

【児童が亡くなられた場合】

手続 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
対象児童の死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給資格喪失届の提出が必要です。未払い分があれば請求の手続が必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続となります。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し	1階 社会福祉課 15番窓口



重度心身障がい児養育手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続 重度心身障がい児養育手当の喪失届の提出
(未払い分がある場合は未払重度心身障がい児養育手当請求書の提出、
受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい児養育手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。喪失届が必要です。また、未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの	1階 社会福祉課 15番窓口

【児童が亡くなられた場合】

手続 重度心身障がい児養育手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未払重度心身障がい児養育手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
対象児童の死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届が必要です。また、未払い分があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの	1階 社会福祉課 15番窓口

6. 福祉（障がい）に関する手続



自立支援医療受給者証（精神通院医療）を利用して通院していた

手続 受給者証の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（精神通院）を返還してください。	期限なし
	手続可能な人 親族など
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院）	1階 社会福祉課 15番窓口



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続が必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座がわかるもの（通帳の表紙及び見開き（カナ口座名義記載ページ）の写し） ※加入者と障がい者が同時に死亡した場合は遺族の方の振込口座がわかるもの（通帳の表紙及び見開きの写し） <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 加入証書	1階 社会福祉課 15番窓口



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続詳細	期 限
加入期間が1年以上の加入者で加入者が生存中に障がい者が死亡した場合、または加入者と障がい者が同時に死亡した場合は、弔慰金が支払われます。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 ※年金を受給していた方が県内在住である場合は不要 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座がわかるもの（通帳の表紙及び見開き（カナ口座名義記載ページ）の写し） ※加入者と障がい者が同時に死亡した場合は遺族の方の振込口座がわかるもの（通帳の表紙及び見開きの写し） <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 加入証書	1階 社会福祉課 15番窓口

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書の提出

手続詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、年金を停止するための手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	扶養年金管理者
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 年金を受給していた方が県内在住である場合は不要 <input type="checkbox"/> 加入証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	1階 社会福祉課 15番窓口

6. 福祉（障がい）に関する手続

重度心身障がい（児）者医療の助成を受けていた

手続 重度心身障がい（児）者医療証の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい（児）者医療の助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。	なし
	手続可能な人
	親族
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障がい（児）者医療証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑	1階 社会福祉課 15番窓口

福祉タクシー利用助成券・紙おむつ給付券を利用していた

手続 未使用分の福祉タクシー利用助成券・紙おむつ給付券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー利用助成券を利用していた場合、未使用分の福祉タクシー利用助成券・紙おむつ給付券があれば返却してください。	なし
	手続可能な人
	親族など
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー利用助成券 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の紙おむつ給付券	1階 社会福祉課 15番窓口

児童通所施設を利用していた

手続 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続可能な人
	親族など
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	1階 社会福祉課 15番窓口



障害福祉サービスを利用していた

手続 障害福祉サービス受給者証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続可能な人 親族など
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	1階 社会福祉課 15番窓口

7. 介護保険等に関する手続



65歳以上または介護認定を受けていた

手続 ① 証書等の返却または破棄

手続詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。紙おむつ給付券、はり・きゆう・マッサージ助成券をお持ちの場合、返却してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 紙おむつ給付券 <input type="checkbox"/> はり・きゆう・マッサージ助成券	1階 高齢福祉課 16番窓口

手続 ② 介護保険給付費に関する申出・誓約書の提出

手続詳細	期 限
高額介護サービス費・福祉用具購入費・住宅改修費等で未支給のものがある場合、「介護保険給付費（償還払い）に関する申出・誓約書」を提出してください。	相当な期間（概ね6か月）
	手続可能な人 相続人
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 相続人の方名義の普通預金通帳	1階 高齢福祉課 16番窓口

7. 税金に関する手続

固定資産（土地・家屋）を持っていた

手続 ① 固定資産現所有者申告書の提出

手続詳細	期 限
<p>土地・家屋の固定資産課税台帳上の所有者が死亡した場合、翌年度以降の固定資産税を課税するために「固定資産現所有者申告書」を提出していただく必要があります。所有者の名義が変更されるまでの間に納税義務者となる当該固定資産の現所有者（相続人）を記入し、ご提出ください。</p> <p>※この申告は、所有権の移転登記に代わるものではありません。所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続が必要です。</p>	<p>相当な期間（概ね3か月）</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	手続先
<p><input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証等）</p>	<p>2階 税務課 2番窓口 管轄の法務局 山形地方方法務局米沢支局 ☎ 0238-22-2148</p>

手続 ② 未登記家屋名義変更申請書

手続詳細	期 限
<p>登記されていない家屋について、売買や相続、贈与などで所有者を変更する場合、納税義務者となる所有者を変更するために「未登記家屋名義変更申請書」に必要な事項を記入し、ご提出ください。</p>	<p>相当な期間（概ね3か月）</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	手続先
<p><input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証等）</p>	<p>2階 税務課 2番窓口</p>



米沢市に税・保険料を納めていた

手続 相続人代表者指定届の提出

手続詳細	期限
亡くなられた方が米沢市に以下の税が課税または保険料を納めていた場合、納付や還付に関する書類は、相続人代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要な事項を記入し、ご提出ください。 【該当する税・保険料】 ・国民健康保険税 ・個人市民税・個人県民税・森林環境税 ・固定資産税 ・介護保険料・後期高齢者医療保険料 等 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納付義務は継承されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。 相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方の分の提出が必要です。ご不明な点は税務課までお問い合わせください。	相当な期限(概ね3か月)
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 遺言書の写し等(法定相続人以外の方が相続する場合)	2階 税務課 2番窓口



税・保険料の納付が済んでいない

手続 納付にかかる手続

手続詳細	期限
亡くなられた方の以下の税・保険料の納付が済んでいない場合は、納税課へお問い合わせください。 【該当する税・保険料】 ・国民健康保険税 ・個人市民税・個人県民税・森林環境税 ・固定資産税 ・介護保険料・後期高齢者医療保険料 等	なし
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書(納入通知書)や納付書等	2階 納税課 1番窓口

7. 税金に関する手続



税・保険料の口座振替に亡くなられた方名義の口座を登録していた

手続 口座振替の廃止または変更

手続詳細	期限
以下の税・保険料が亡くなられた方名義の口座を登録されていた場合は、納税課窓口または金融機関窓口にて、口座振替の廃止または変更を申し出てください。 【該当する税・保険料】 ・国民健康保険税 ・個人市民税・個人県民税・森林環境税 ・固定資産税 ・介護保険料・後期高齢医療保険料 等	なし
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 廃止の場合⇒振替口座の通帳及び金融機関届出印 <input type="checkbox"/> 変更の届出⇒変更先の口座の通帳及び金融機関届出印、納税通知書(納入通知書)や納付書	2階 納税課 1番窓口 または金融機関窓口

MEMO

おくやみ窓口

P.3
〜
P.6

チェックリスト

P.7
〜
P.8

各種手続

P.10
〜
P.31

市役所以外の主な手続

P.33
〜
P.34

8. その他の手続



森林の土地を相続した

手続 森林の土地の所有者届出

手続詳細	期 限
森林の土地を相続した場合は手続が必要です。 ※手続が不要の場所もありますので詳細は事前にお問い合わせください。 ※相続手続を済まされてから届出てください。	相続日から90日以内
	手続可能な人 相続人
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 相続を証明する書類 ・登記完了証(電子申請) (相続登記後法務局で発行) ・その他相続を証明する書類 (遺産分割協議書等) のいずれか <input type="checkbox"/> 位置図 ※位置が判らない場合は結構です。	2階 森林農村整備課 7番窓口



道路や法定外公共物（里道や水路）を占用していた

手続 占用許可の廃止または変更手続

手続詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 道路占用許可書または法定外公共物占用許可書 <input type="checkbox"/> 許可されている場所がわかる書類	2階 土木課 9番窓口

8. その他の手続

所有していた市内の建物が空き家になり相談したい

手続 空き家に関する相談

手続詳細	期 限
空き家についての相談を承ります。	なし
	手続可能な人
必要なもの	手続先
なし	2階 建築住宅課 11番窓口

犬を飼っていた

手続 犬の登録事項変更手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が犬を所有していた場合、所有者の変更手続が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続先
なし	1階 生活安全課 13番窓口

地下水採取設備を持っていた

手続 地位の承継（氏名の変更等）、廃止手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が動力を用いて地下水を採取するための設備を所有しており、揚水機の吐出口断面積が6cm ² （口径25mmに相当）を超えていた場合、地位の承継または廃止の手続が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続先
なし	3階 環境課 2番窓口

9. 上下水道に関する手続

上下水道を使用していた

手続 ① 使用者または所有者変更、中止または廃止手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が使用者または所有者の場合、名義変更の手続が必要です。使用しない場合は、中止または廃止手続が必要となります。 ※所有者変更及び廃止手続以外は、電話またはメールでの手続可。 ※中止及び廃止手続以外はインターネット申請でも手続可。	速やかに
	手続可能な人 どなたでも可（親族または同居者が望ましい）
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 新所有者の本人確認書類（所有者を変更する場合のみ）	上下水道部庁舎 1 階 水道センター・料金窓口 ☎ 0238-22-4511

手続 ② 口座振替の廃止または変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方名義の口座を登録されていた場合は、水道センター・料金窓口または金融機関窓口へ申し出てください。	速やかに
	手続可能な人 どなたでも可（親族または同居者が望ましい）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 廃止の場合⇒振替をしている口座の通帳及び金融機関届出印 <input type="checkbox"/> 変更の場合⇒変更先の口座の通帳及び金融機関届出印	上下水道部庁舎 1 階 水道センター・料金窓口 ☎ 0238-22-4511 または金融機関窓口

MEMO

9. 上下水道に関する手続

井戸水を使用していた（下水道使用者のみ）

手続 使用人数の変更手続

手続詳細	期 限
井戸水を使用しており、かつ公共下水道に接続している世帯の方が亡くなられた場合、使用人数の変更の手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可（親族または同居者が望ましい）
必要なもの	手続先
なし	上下水道部庁舎 2階 水道センター・給排水窓口 ☎ 0238-22-4511

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続 受益者変更届の提出

手続詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中（徴収猶予中を含む）の受益者が亡くなられた場合は、受益者の変更手続をお願いします。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続先
<input type="checkbox"/> 新受益者の本人確認書類	上下水道部庁舎 2階 業務課企画担当 ☎ 0238-22-4511

浄化槽を使用していた

手続 使用休止、使用廃止または管理者変更手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽管理者（所有者）の場合、使用休止、使用廃止または管理者変更の手続が必要です。	30日以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続先
なし	上下水道部庁舎 2階 下水道課工事担当 ☎ 0238-22-4511

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

市役所以外での手続チェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続	米沢警察署 米沢市城北2丁目3番19号 ☎ 0238-26-0110 総合交通安全センター 天童市大字高揃1300 ☎ 023-655-2150
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター(保健所)へお問い合わせください。	置賜保健所 米沢市金池7丁目1番50号 ☎ 0238-26-6000
市営住宅に入居していた	<input type="checkbox"/>	明渡届・異動届	米沢市市営住宅指定管理 公益サービス共同企業体 ☎ 0238-40-8700
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続 所得税・消費税申告など	米沢税務署 米沢市門東町1丁目1番9号 ☎ 0238-22-6320
軽自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	今後の所有形態に 合わせて廃車 または 名義変更の手続	山形県軽自動車協会 山形市立谷川3丁目3553-2 ☎ 023-686-3600 または市内の代行機関 (一社)山形県自家用自動車協会 県南支部 米沢市窪田町窪田325-5 ☎ 0238-37-3245

おくやみ窓口

P.3
〜
P.6

チェックリスト

P.7
〜
P.8

各種手続

P.10
〜
P.31

市役所以外の主な手続

P.33
〜
P.34

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先
2輪のバイク（125cc以上） ・普通自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	今後の所有形態に合わせて廃車 または名義変更の手続	東北運輸局山形運輸支局 山形市大字漆山字行段 1422-1 ☎ 023-686-4711
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	山形地方法務局米沢支局 米沢市金池7丁目4番33号 ☎ 0238-22-2148
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
電気・ガス・インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		株式会社ニューメディア 米沢市春日4丁目2番75号 ☎ 0238-24-2525
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		NHKふれあいセンター ☎ 0120-151515
特別永住者証明書を持っていた	<input type="checkbox"/>	返納手続	仙台出入国在留管理局 ☎ 022-256-6076

※手続に必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただきながら、市役所にお越しいただくと手続が進めやすくなります。

令和 6 年
4 月 1 日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

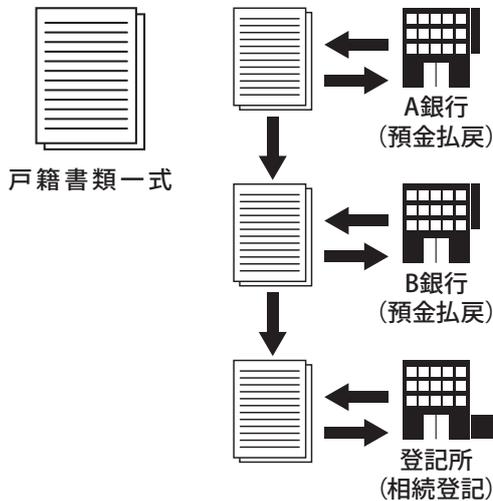
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

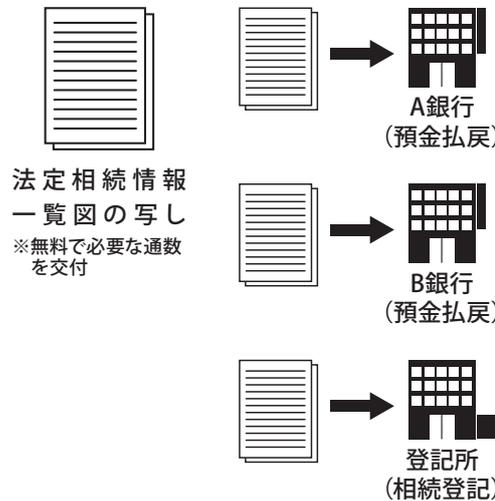
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法定相続情報

検索

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス



えんの旅は、大切な人のご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えばこんな旅



1周忌や3周忌に。
大切な思い出の場所を
巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所や、思い出の時間が待つ土地へ。初めて出会った場所やプロポーズの地、一緒に泊まった旅館など、旅をしながら故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。



子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行

「結婚や就職で遠くに離れて住むことになった息子・娘と旅行に行きたい」「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風に思うことはありませんか？ 思い切って、お子さんたちへのサプライズ旅行を一緒に計画しましょう。思い出に残る旅をご支援いたします。



自分へのご褒美に！
一人旅行で
自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、自分へのご褒美に。ワクワク感を満たし、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもごございます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ



0120-302-282

(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号

受付時間：9:00～18:00 HP：<https://en-no-tabijp>

えんの旅



運営元：株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード：6184)のグループ企業です。

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

法定相続人の
人数は
わかりますか?

該当する
相続財産を
お選びください

相続税の申告は
必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明・
わからないを選択すれば手続きが
確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック!
簡単な**3つ**の
質問でわかる!

1分
で
わかる!

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶オンライン1分無料診断はこちらから!

<https://www.i-sozoku.com/> 



通話料無料

☎0120-992-467

受付時間

平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元: 株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

お葬式・ご法要の準備をお考えのみなさまへ

入会金
10,000円
のみ

お葬式のための新しい会員制度 ナウエルメンバーズ

葬儀後の手続き・法要をサポート!

- ◎ 諸手続き / 相続 / 不動産 ※専門家と提携しております
- ◎ 位牌 / 仏壇 / お墓 (墓石・樹木葬・墓じまい)
- ◎ 法要 / 法要料理 / 仏花 など

ナウエルメンバーズ
割引もごさいます!



葬儀プラン・返礼品などが割引!

基本プラン / 会場費 / 祭壇 / 返礼品 / 礼状 / 供花 / 供物など
互助会掛金を充当できるので互助会会員様にもおすすめです!

詳しくはHPへ



お葬式費用の備えに!

お葬式のための 生命保険

みどり生命の葬儀用保険

告知・診査不要

一生涯保障

掛け捨てでは
ありません

満85歳まで
申し込めます

M01622405

樹木葬霊園

ナウエルグループ初!

メモリアルガーデンおきたま



墓じまい不要

後継者不要

維持管理費不要

永代供養付き

1名用区画 **37.5万円** (税込) ~ 国道13号線沿い
泉龍寺 高島町夏茂 11

グリーフってなに?

たいせつな人を亡くした後、
こんなことを感じていませんか?

- 毎日からだが重くて、だるさを感じる。
- なんだか、前のように動けない。
- 色々なことが面倒で、自分じゃないみたい。

グリーフは『気持ちを整理するきっかけ』。からだや心の変化について、知りたいことがあります。

気になる方はナウエルまでお電話ください グリーフサポート研究所 山形支部 (ナウエル内)



お問い合わせ

総合葬祭 **ナウエル典礼** ☎0120-38-9494

24時間 / 365日

山形県米沢市松が岬 2丁目 1-19 運営 / 株式会社ナウエル

発行 米沢市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年6月

